

第4章 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保（子ども・子育て支援給付関連）

1 認定こども園の普及にかかる基本的な考え方

【基本的な考え方】

認定こども園は、近年の急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化に伴い、保護者や地域の多様化するニーズに応えるため平成18年から開始された制度です。

幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、本市においても、平成26年度現在、幼保連携型7園、保育所型1園、幼稚園型7園が福岡県知事の認定を受けています。

子ども・子育て支援新制度は、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズや選択に応じた多様で総合的な子育て支援を進めることを目指しており、国では、認定こども園の認可・認定手続きの簡素化などにより、既存の保育所や幼稚園からの認定こども園への移行をやすくするなど、その普及のための施策を打ち出しています。

認定こども園は、本市においても各提供区域における教育・保育に係る提供体制を確保するために重要な役割を果たす施設となっており、今後の普及にかかる基本的な考え方を整理しておく必要があります。

【今後の方針】

- 保育所や幼稚園等の既存施設からの認定こども園への移行については、園児等の保護者や地域のニーズ、状況等を踏まえて事業者が自らの意思で選択できるよう、正しい情報の提供など適切な支援に努めます。
- 教育・保育の必要量とその確保にかかる調整（需給調整）について、既存幼稚園・保育所が認定こども園への移行を希望する場合には、供給が需要を上回る場合にも、認可・認定基準を満たす限り、原則として認可・認定していく方針とします。なお、移行にあたっては、国の考え方に従い、希望園及び周辺の利用実態を踏まえた定員設定を行うこととし、具体的な数は久留米市子ども・子育て会議において、その都度検討します。

＜参考＞既存の幼稚園・保育所が認定こども園に移行する場合の需給調整

- 子ども・子育て支援新制度では、認定こども園の普及の観点から、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行うことになっています。
- 本来、「需要<供給」であれば、法の規定により、供給過剰となるような新規認可をしなくてもよいとされていますが、その原則について、既存の幼稚園・保育所に限っては適用しないものです。その定員規模については、あらかじめ一定の数を本計画で定めておくこととされています。幼稚園が2・3号定員をとって認定こども園になる場合、保育所が1号定員をとって認定こども園になる場合の双方に同様に適用される考え方です。

需要 + 「都道府県計画で定める数(※)」 > 供給
⇒ 原則認可・認定（適格性・認可基準を満たす申請者）

※久留米市は中核市で認定こども園の認可・認定権限を持つため、原則として、この数字を市の計画で定めることとされています。